

(第30号議案)

債権の放棄について

1 債権の内容

- (1) 債権の名称 中野区生業資金貸付金
- (2) 債務者
 - ①主たる債務者(借受人)(免責)
東京都在住者
 - ②連帯保証人(死亡)
元東京都居住者
- (3) 償還総額 2,878,723円
 - 内 訳 貸付金 2,800,000円
 - 利子 78,723円(年利率1%)
- (4) 償還済額 851,100円
 - 内 訳 貸付金 811,018円
 - 利子 40,082円
- (5) 放棄する債権額 2,027,623円
 - 内 訳 貸付金 1,988,982円
 - 利子 38,641円
- (6) 債権発生日 平成11年11月16日
- (7) 当初償還期間 平成12年6月～平成17年11月(66回払い)

2 債権放棄の理由

本債権は、借受人の飲食店内装工事費の資金として貸し付けたものである。

借受人は、自己破産に伴い、平成13年12月5日に免責許可決定を受けた。連帯保証人は、平成12年8月27日に死亡し、連帯保証債務の時効も平成22年12月1日に完成しているため、本債権を回収する見込みがない。

このため、区の権利を放棄する必要があるので、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づく議決案件として、提案するものである。